

一般財団法人機能水研究振興財団 賛助会員規程

(目的)

第1条 本規程は一般財団法人機能水研究振興財団(以下「本財団」という)寄附行為第16条に基づき、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別及び期間)

第2条 賛助会員とは、本財団の目的に賛同し、定められた会費を納める団体(法人・企業・団体等)及び個人とする。

2 賛助会員の種別は以下のとおりとする。

1) 団体会員(法人・企業・団体等)

2) 個人会員

3) 特別会員(本財団の学術・調査・研究に賛同し、協力を希望する学術研究団体及び機能水関連協議会)

3 会員期間に関しては、退会の申請がない限り毎年度自動的に継続する。

(会費)

第3条 会費は規程細則(会費規程)のとおりとする。会費の納入は原則として四半期毎とし、いずれの場合も前納制とする。

(入会)

第4条 賛助会員入会希望者は、所定の入会申込書(様式1)を本財団事務局宛に提出し、理事長の承認と、会費ならびに入会金の納入をもって入会とする。なお、入会后少なくとも3年間は会員を継続しなければならない。

(賛助会員の権利および特典)

第5条 会員の種別により次の特典を受けることができる。

1) 本財団発行の学術出版物の配布を受け、また本財団主催の各種講演会などに参加することができる。

2) 本財団の事業や運営に関し、理事会に対して書面にて意見を提出することができる。

3) 本財団が保管する機能水に関する資料を閲覧することができる。

4) 本財団のホームページにおいて会員紹介と会員ホームページへのリンクを受けることができる。

5) 本財団が発行するニュースレターの配信を受ける。

6) 各種コンサルティングを受けることができる。

7) 共同調査研究を提案できる。

(賛助会員会議)

第6条 本財団の事業や運営に関して理事会に対する賛助会員の意見を集約するための機会として賛助会員会議を設け、本財団事務局長が適宜開催する。集約された意見は、事務局長が責任をもって理事会へ報告する。

(退会)

第7条 退会を希望する場合は、別に定める退会届を本財団事務局宛に提出し、理事長の承認を得る。

入会期間中に会費の未納がある場合は、それを完納しなければならない。

2 次の各号に該当したときは、退会したものとみなす。

1) 個人会員の死亡および法人、企業、団体、学術研究機関の解散が確認されたとき。

2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、本財団からの督促に応じず、理事会において退会が決議されたとき。

(除名)

第8条 本財団の名誉を著しく傷つけ、あるいは本財団の目的に反する行為をしたと認められた場合は、当該会員に弁明の機会を与えた上で、理事会において3分の2以上の同意に基づき、除名することができる。

附 則 平成16年3月4日制定
平成16年4月1日施行
平成18年6月22日改定
平成26年4月1日改定
平成28年6月20日改定

機能水研究振興財団賛助会員規程細則(会費規程)

会員区分	会費	入会金
団体会員	月額1口 10,000 円とし, 3口以上	10 万円
個人会員	月額1口 10,000 円とし, 1 口以上	なし
特別会員 団体	協議の上、決定する	なし

会費納入について

- 1) 入会金は入会時、会費は前納制であるが、4回分割納入とする。事務局からの請求に応じて納入する。
第1期4～6月、第2期7～9月、第3期 10～12 月、第 4 期1～3 月。
* 一度に全額を納入することもできる。
- 2) 年度途中に入会した場合は、入会月が相当する期以降の分に相当する会費を納入する。